

日高市一般廃棄物分別収集計画

(第 1 1 期)

令和 7 年 6 月策定

* * * * * 目 次 * * * * *

	頁
1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	6
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7

1 計画策定の意義

緑と清流にあふれるうるおいのある生活環境を後世に引き継いでいくためには、社会を構成するすべての市民が、社会活動と環境との関係を理解し、その連携の下に総合的な取組みを進めていくことが重要である。そのためには、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、ごみゼロ社会を目指し、循環型社会を形成していく必要がある。

当市においては、廃棄物処理施設を設置することは非常に困難な状況にあり、民間事業者にその処理を委ねる方法を選択してきた。この、官と民の連携により実現された可燃系ごみの「資源化处理」は、これまでの焼却処分という廃棄手法から脱却し、循環型社会の実現に大きく寄与したものであるといえる。

本計画はこのような状況を踏まえつつ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物のなかでも大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する目的で、市民・事業者・市の役割や推進する方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、限りある資源の有効利用を推進することによって、廃棄物の減量、温室効果ガスの削減が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを進める。
- ・市民、事業者、市が一体となり、ごみの減量化・資源化に対する意識高揚を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

各家庭から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、ごみとして排出される量に加え、集団資源回収等による排出量も含むものとする。

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	4,962 t	4,921 t	4,881 t	4,841 t	4,801 t

【内 訳】

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール製容器	99 t	98 t	97 t	96 t	96 t
アルミ製容器	56 t	56 t	55 t	55 t	54 t
無色のガラス製容器	88 t	87 t	86 t	86 t	85 t
茶色のガラス製容器	82 t	81 t	81 t	80 t	79 t
その他のガラス製容器	78 t	77 t	77 t	76 t	75 t
飲料用紙製容器	12 t				
段ボール	383 t	380 t	377 t	374 t	371 t
その他の紙製容器包装	286 t	284 t	282 t	279 t	277 t
ペットボトル	146 t	145 t	144 t	143 t	141 t
プラスチック製容器	3,717 t	3,687 t	3,657 t	3,627 t	3,597 t
白色トレイ	15 t	15 t	15 t	14 t	14 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図っていくことが重要である。

- ・リサイクル制度の活用
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」等の制度を活用し、適正なりサイクルを推進する。
- ・集団資源回収奨励報償金制度の活用
市民団体やスポーツ少年団をはじめとする非営利の各種団体等が実施する再生資源回収活動を奨励する。なお、回収量に応じて報償金を交付する。
- ・出前講座の実施
ごみの減量化やリサイクルをはじめとしたごみに関連することについて、一層の理解と関心を高めてもらうよう、自治会や市民団体の求めに応じ、職員を講師とした出前講座を行う。
- ・環境教育、啓発活動の充実
広報紙やホームページ等への掲載及び学校の副読本等を活用した環境教育などを充実させ、ごみ排出量とこれを処理する経費などごみに関する状況を周知するとともに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方など、市職員がごみ集積所へ出向いて呼びかける啓発や雑紙専用回収袋を全戸に配布するなどの手法を用いて、ごみの減量化やリサイクルの更なる促進を図る。
- ・情報公開の推進
市民、事業者、市が共通の認識が図れるよう、情報公開コーナーをはじめホームページや広報紙などを媒介にして、ごみ処理等の状況等を公開する。
- ・環境審議会との連携
環境の保全に関する基本的事項を調査審議する審議会にて一般廃棄物の減量、リサイクル、適正処理等に関する事項を調査審議する。
- ・民間事業者との連携
店舗等で、自主的に回収されている、白色トレイ・ペットボトル・紙パックなどの情報を広報紙やホームページ等へ掲載して、容器包装廃棄物の排出抑制を積極的に行っている民間事業者との連携を図る。
- ・その他
本計画において対象外となっている容器包装廃棄物についても、独自にリサイクルを図っていく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の延命化、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、委託業者の有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	100 t		99 t		98 t		98 t		97 t	
主としてアルミ製の容器	25 t		25 t		25 t		24 t		24 t	
無色のガラス製容器	(合計) 95 t		(合計) 94 t		(合計) 93 t		(合計) 93 t		(合計) 92 t	
	(引渡)量 95 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 94 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 93 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 93 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 92 t	(独自処理)量 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 95 t		(合計) 94 t		(合計) 93 t		(合計) 93 t		(合計) 92 t	
	(引渡)量 95 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 94 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 93 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 93 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 92 t	(独自処理)量 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 75 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t		(合計) 73 t		(合計) 73 t	
	(引渡)量 75 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 74 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 74 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 73 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 73 t	(独自処理)量 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	140 t		139 t		138 t		137 t		136 t	
主として紙製の容器装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 135 t		(合計) 134 t		(合計) 133 t		(合計) 132 t		(合計) 131 t	
	(引渡)量 135 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 134 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 133 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 132 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 131 t	(独自処理)量 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 0 t								
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t									
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、日高市人口ビジョン（令和3年3月改訂版）における将来人口の推計を参考に、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
53,605人 (対前年度比) 約0.81%減	53,173人 (対前年度比) 約0.81%減	52,741人 (対前年度比) 約0.82%減	52,309人 (対前年度比) 約0.83%減	51,876人 (対前年度比) 約0.83%減

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や市民団体による集団資源回収のより一層の推進を図っていく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン	委託業者による指定日回収 (2回/7～9月/世帯、 それ以外1回/月/世帯)	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	委託業者による指定日回収 (2回/7～9月/世帯、 それ以外1回/月/世帯)	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による公共施設拠点回収(随時)	契約業者
	段ボール	段ボール	委託業者による指定日回収 (2回/4、10月/世帯、 それ以外1回/月/世帯)	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	委託業者による指定日回収 (2回/4、10月/世帯、 それ以外1回/月/世帯)	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収 (2回/月/世帯)	委託業者

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は、缶、ガラスびん、ペットボトルについては、収集委託業者の施設で選別、圧縮、保管等を行うものとする。

飲料用紙製容器、段ボールについても、古紙回収業者の施設において、再資源化を図っていく。

なお、将来的にはリサイクルプラザ等の施設整備の必要性について検討をしていく。

処理の段階	区 分	仕 様
排 出	集積場所	廃棄物集積所使用
		拠点回収場所設置
収集・運搬	収集車両	委託車両使用
	中継輸送車両	
選別・保管	ストックヤード	委託施設使用
	その他選別施設	

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン	プラスチック コンテナ	2t平ボディー車	委託施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン	プラスチック コンテナ	2t平ボディー車	委託施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	結束	2t平ボディー車	委託施設
段ボール	段ボール	結束	2t平ボディー車	
その他の紙製容器包装	古紙	結束	2t平ボディー車	
ペットボトル	ペットボトル	指定袋等	4tパッカー車	委託施設